

行政委員会委員報酬 の適正化に向けた提言

平成21年11月

**生駒市行政改革推進委員会
行政委員会報酬等検討部会**

～目 次～

【行政委員会委員報酬の適正化に向けた提言の概要（サマリー）】

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	～行政委員会報酬等検討部会の位置付け～	
2	検討の基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1)	検討の背景・前提事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(2)	検討の対象・範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
(3)	検討に当たっての基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・	3
3	行政委員会の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(1)	行政委員会の制度と趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(2)	行政委員会の担当事務、権限等・・・・・・・・・・・・・・	4
(3)	報酬の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
4	検討の方法・内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(1)	各行政委員会への実態調査及びヒアリングの実施	11
(2)	調査等により確認された事項・・・・・・・・・・・・・・・・	11
(3)	他団体との比較・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
5	行政委員会報酬に関する検討結果・・・・・・・・・・・・	17
(1)	報酬の支給形態について・・・・・・・・・・・・・・・・	17
(2)	日額報酬制の導入に際し課題とされる事項	22
(3)	報酬額の水準について・・・・・・・・・・・・・・・・	25
6	報酬の支給形態及び報酬額の水準の見直しに伴う財政効果	30
7	委員報酬の額、支給方法等に関する市民への説明責任	31
8	行政委員報酬の早期の適正化に向けて・・・・・・・・	31
9	おわりに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
《別紙》		
1	行政委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
2	行政委員の出務等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・	37
3	行政委員会報酬に関する調書・・・・・・・・・・・・	47
4	県内各市・類似団体報酬額一覧・・・・・・・・・・・・	57
5	他団体における住民監査請求の事例・・・・・・・・	60
6	行政委員会報酬支給対象勤務（案）	64
7	行政委員会委員勤務実績報告書（案）	68
8	報酬の支給形態及び報酬額の水準の見直しに伴う財政効果	70
《資料》		
1	生駒市行政改革推進委員会設置要綱	74
2	行政委員会報酬等検討部会委員名簿	76
3	行政委員会報酬等検討部会検討経過	76

「行政委員会委員報酬の適正化に向けた提言」の概要

～提言のポイント～

【報酬の支給形態】

- ◆全ての行政委員会の委員報酬は、日額制(勤務日数に応じた報酬)とすべきである。
- ◆ただし、勤務時間数に応じた報酬制度を、例外措置として併せて導入することが望ましい。

【報酬額の水準】

◆行政委員会委員報酬額の見直し試案

勤務日数による報酬額:委員会ごとに日額 16,000 円～24,000 円の範囲

勤務時間数による報酬額:全委員会一律で 1 時間につき 5,000 円

【見直しの効果】

- ◆日額制導入と報酬額見直しで 20 年度比 約 1,400 万円の縮減(約 47%減)が見込まれる。

○検討の対象、基本的考え方等

(検討対象・検討事項)

地方自治法に基づく市の執行機関(行政委員会)である「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「監査委員」、「公平委員会」、「農業委員会」の委員報酬について、支給形態を月額制から日額制に変更することの是非・具体的支給方法、委員報酬額の望ましい水準を検討した。

(検討の基本的考え方)

H21 年 1 月に月額報酬の違法性を認定する地裁判決が示されたことを契機として、委員報酬の支給根拠である地方自治法が「勤務日数に応じて」報酬を支給することを原則としていることを踏まえ、「厳しい市の財政状況を前提とする」、「市民の理解を得られる支給のあり方、水準とする」、「行政委員会の委員及びその活動には、地域貢献、社会貢献の視点が要請される」といった観点から検討を実施した。

○行政委員会の状況

(報酬の状況)

検討対象とした行政委員会の報酬の支給形態は、月ごとの支払(月額制)であり、出務、活動等の有無にかかわらず、毎月定額が支給されている。

H20 年度の報酬支給総額は、30,172,239 円。

本市の委員報酬の平均額は、類似団体(34 団体)との比較で 28.4%、県内他都市(11 市)との比較で 19.6%上回っている状況である。

(各委員会の活動状況)

各行政委員の月平均の勤務日数を見ると、教育委員会、農業委員会で約 3 日、選挙管理委員会、監査委員で約 2 日、公平委員会は 1 日にも満たない状況である。

一方、1 日(1 回)当たりの平均所要時間も約 1 時間から 3 時間までとなっている。

○行政委員会報酬に関する検討結果

(報酬の支給形態について)

各行政委員会の委員報酬については、すべての委員会において日額による支給とすることが適当であり、これを明確な原則として位置付けるべきである。

ただし、日額報酬のみでは必ずしも把握できない例外的な業務（出務を伴わない勤務）に対する配慮として、勤務時間数に応じた報酬支給の制度を併せて導入することが望ましい。

[理由]

非常勤の行政委員の報酬は原則日額であり、本市の各行政委員会の活動実態を見ると、月額報酬とする特別の理由、常勤の職員と大差がない程度の勤務実態等は見受けられない。

さらに、市民のコスト負担に見合う効果が得られているかが最も重視されるべきであり、その意味では、実際の活動状況に最も適合するのは、勤務日数による報酬であろうと考える。

[支給対象とすべき勤務の範囲]

[日額部分]	(会議等への出席を伴う勤務) 執行機関の業務として実施・主催する会議、行事、研修、視察、現地調査等への出席など
[時間制部分]	(会議等への出席以外の勤務) 各執行機関が処理すべき事務に関し、執行機関の決定・指示等により委員個人が行う勤務（会議の案件等に関連した調査、書面の作成等）

(報酬額の水準について)

公平委員会の報酬日額を 16,000 円（唯一日額である固定資産評価審査委員会の報酬額）として、現在の各委員会間（役職間）の報酬額の格差を参考としながら、各委員会の報酬日額の水準を設定した。時間単位の報酬額については、16,000 円を基礎とし、平均的な勤務時間（拘束時間）を 3 時間として、全委員会で一律の時間単価を設定した。

委員会名	職名	現在の報酬月額 (円)	報酬日額 (円)	時間単位の額 (円)
教育委員会	委員長	145,000	24,000	一律 5,000 円
	委員	99,000	22,000	
選挙管理委員会	委員長	75,500	20,000	
	委員	45,500	16,000	
監査委員	識見委員	145,000	24,000	
	議会選任委員	61,000	18,000	
公平委員会	委員長	49,000	16,000	
	委員	37,000	16,000	
農業委員会	会長	71,000	20,000	
	副会長	61,000	18,000	
	委員	56,000	16,000	

○報酬の支給形態及び報酬額の水準の見直しに伴う財政効果

各委員会の活動状況が現在と同水準であるとした場合における月額制から日額制（一部時間制）に移行することによる報酬支給総額の削減効果は、平成 20 年度決算比で約 1,400 万円と見込まれる。

1 はじめに ～行政委員会報酬等検討部会の位置付け～

「生駒市行政改革推進委員会」では、平成18年9月の設置以来、社会経済情勢に適合した効率的で質の高い行政運営の仕組みづくりを進めるため、今後生駒市が取り組むべき行政改革の方向性を示すとともに、行政改革推進上の個別課題について専門部会を設置し、検討・提言を重ねてきた。

生駒市においては、税収の落ち込みや社会保障関係費の増大等に起因して、厳しい財政運営を余儀なくされる中、行政改革推進委員会からの提言によりH19年3月に策定した「行政改革大綱及びアクションプラン」に基づき、行政運営全般にわたる改革の取組を進めているところであるが、今後、行政改革大綱の後半期間におけるアクションプランを策定し、受益と負担の適正化を含めたさらなる行財政改革を推進していくことが予定されている。

行政委員会報酬等検討部会は、こうした状況下において、自立した行財政運営を行い、新たな行政課題に対応するために、まずは、その前提として、行政内部の合理化・効率化をさらに徹底することが不可欠であるとの認識の下で、行政改革推進委員会の専門部会として設置されたものである。

本専門部会は、昨年選任された第2期行政改革推進委員である学識経験者2名及び一般公募市民2名の計4名で構成し、平成21年4月以降、計8回にわたり審議を行ってきた。

審議に当たっては、現在の行政改革大綱アクションプランにおいて、一般職の職員に係る定数の適正化、手当の見直し等が掲げられ、本専門部会と同時に行政改革推進委員会に設置された「職員数の適正化及び給与等検討部会」において、職員数や給与水準の見直しに向けた議論が進められていることを踏まえながら、特別職の職員である行政委員会の委員についても、その活動実態に沿った報酬のあり方を市民感覚に則して検討すべきであるとの観点から意見集約を行った。

行政委員会については、地方自治法上の執行機関として、一つの機関への権限集中を排除し、公正妥当な行政運営を図るとともに、住民の直接参加による機関により行政の民主化を確保するために重要な役割を果たしてきたものであるが、その行政委員会の委員に支給される報酬について、本年1月に月額制による支給の違法性を認定する司法判断（地方裁判所）が示されたところである。

本専門部会では、この判決を委員報酬の適正化に向けた大きな契機と位置付けつつも、生駒市の非常勤の特別職職員である行政委員会の委員の報酬体系が、他の大多数の自治体と同様に、長年にわたってそのあり方についての議論が行われてこなかったこと自体が大きな課題であるとの認識の下、従来の報酬の位置付けにとらわれず、そのあるべき姿を基本から議論し、抜本的に見直すことで合意が得られ、この提言に至ったものである。

生駒市におかれては、この提言の趣旨を踏まえた具体的改善に、全国に先駆け、時機を失することなく取り組まれるよう期待するものである。

2 検討の基本的考え方

(1) 検討の前提事項・背景

本専門部会が検討の対象としている行政委員会とは、教育委員会、選挙管理委員会など、それぞれ市長から独立した執行権限を有し、担任する事務の管理・執行に当たって、自ら決定し、表示することができる機関であるが、その報酬については、次のような環境下で支給されている。

① 行政委員会委員の報酬に係る支給根拠

非常勤特別職である行政委員会の委員に対しては、報酬を支給しなければならないことを、地方自治法（第 203 条の 2）では定めている。

また、その報酬は、「その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」とされている。

本市の行政委員については、この規定のただし書きを受けて、「生駒市の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例」により、勤務日数によらずに定額の月額報酬が支給されている。

地方自治法の規定において、報酬の支給方法が「勤務日数に応じて」とされているのは、非常勤職員に対する報酬が、常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有さず、純粋に勤務に対する反対給付としての性格のみをもつものであり、それは勤務量、すなわち勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたものである。

しかし、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。（学陽書房 新版逐条地方自治法）

[地方自治法]

第 203 条の 2 普通地方公共団体は、その委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員（短時間勤務職員を除く。）に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。ただし、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

② 行政委員会報酬に関する大津地裁判決

行政委員会の委員報酬のあり方について、全国の自治体に再検討を促すきっかけとなった判決が平成 21 年 1 月 22 日に大津地裁で出されている。

滋賀県の労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会委員への月額報酬の支出差止を認めたもので、次のとおり判示している。

- ・非常勤の職員に対する報酬は、生活給としての意味を全く有さず、純粋に勤務実績に対する反対給付としての性格のみを有することから、原則として勤務日数に応じて支給すべきものとしている。（地方自治法第 203 条の 2）

- ・業務の繁忙等から、勤務実態が常勤の職員と異ならないと言える場合に限り、勤務日数によらないで報酬を支給することを許しているにすぎない。

なお、被告である滋賀県知事は、法第 203 条の 2 第 2 項ただし書を、委員の勤務形態が常勤と異なる場合のみに限定し、地方自治体の裁量権を狭く捉えており、疑義があるとして、大阪高等裁判所に控訴している。

上記のとおり、地方自治法の規定の解釈に関しては、「その勤務実態が常勤の職員と同様である」と言えるかどうか、月額報酬制の採用を肯定するかどうかの重要な判断基準とされていると思われる。

これに対し、行政委員の月額報酬制を是認する立場からは、勤務の性質や内容、責任の度合いによって決められるべきものであるとの主張がなされている。

(2) 検討の対象・範囲

① 検討の対象とした行政委員会

本専門部会においては、地方自治法第 138 条の 4・第 180 条の 5 の規定に基づく市の執行機関（行政委員会）である「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「監査委員」、「公平委員会」、「農業委員会」について、その委員報酬の支給等のあり方を検討した。

市に置かれる行政委員会には、他に固定資産評価審査委員会があるが、この委員会の委員報酬については、既に日額報酬であり、地方税法第 423 条第 7 項で「委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる」と明記されていることから、今回の検討対象とはしていない。

② 検討の範囲

本専門部会では、上記の行政委員会について、次の事項を中心に検討を行った。

- ・各行政委員会における委員報酬の支給形態について、月額制から日額制に変更することの是非及び具体的支給方法
- ・行政委員会の委員報酬額の望ましい水準
 - －必要に応じ、本市の常勤特別職・一般職の給与、地域経済、民間事業者、他都市の状況等を勘案する。
- ・報酬の支給方法、額等の妥当性についての市民に対する説明のあり方

(3) 検討に当たっての基本的考え方

現在の行政委員会制度及び各委員会の所掌事項を前提とした上で、行政委員会そのものの是非ではなく、委員の活動状況等を踏まえた報酬のあり方等について、次のような観点を踏まえながら検討を行った。

- ① 全国平均を上回る経常収支比率など厳しい市の財政状況を前提とすること。
- ② 非常勤特別職の報酬が税を財源としていることを踏まえ、市民の理解を得られる支給のあり方、水準とすること。
- ③ 県内各市や類似都市などの状況についても一定の考慮を行うこと。
- ④ 行政委員会の委員及びその活動には、まちづくりの主体として地域貢献、社会貢献の視点が要求されるものであること。

3 行政委員会の現状

(1) 行政委員会の制度と趣旨

行政委員会とは、地方自治法第 138 条の 4 及び第 180 条の 5 により市町村に設置が義務付けられている執行機関たる委員会又は委員である。

行政委員会制度は、戦後、国家行政組織の改革と連動し、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」、「選挙管理委員会」、「公平委員会」、「農業委員会」、「固定資産評価審査委員会」の 5 つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされており、いずれの機関も必置とされている。

別紙 1 「行政委員会の概要」参照

(2) 行政委員会の担当事務、権限等

行政委員会は、いずれも普通地方公共団体の執行機関であり、普通地方公共団体の長から独立した機関である。法令等に基づく当該普通地方公共団体の事務を、自らの判断と責任において誠実に管理し、執行する義務を負うものである。(地方自治法第 138 条の 2)

また、普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。(地方自治法第 138 条の 4 第 2 項)

なお、行政委員会は、予算の調製・執行、議案の提出等の権限を有せず、首長の専権事項となっている。(地方自治法第 180 条の 6)

検討の対象とした行政委員会の組織、職務権限等の概要は、以下のとおりであり、執行機関としての行政委員会は、広範かつ多様な職務権限と責任を有していると言える。

① 教育委員会

設置根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地教行法）第2条 地方自治法第180条の5
委員構成	委員5名（教育長を含む：別に常勤として給与支給）（現在1名欠員）
選任方法	人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
任期	4年
主な職務等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育行政の運営に関する一般方針を定めること。 ・教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃を行うこと。 ・教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関を設置し、又は廃止すること。 ・教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。 ・地教行法第27条の規定による点検及び評価に関すること。 ・教育に関する予算・議会の議決を経るべき事件の議案について意見を申し出ること。 ・法令に基づく各種委員の任命及び委嘱に関すること。 ・請願、陳情等を処理すること。 ・教科書を採択すること。 ・附属機関に対して重要な諮問をすること。 ・学校医、学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱すること。 ・学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し、又はこれを変更すること。 ・文化財保護法施行上特に重要な事項の決定をすること。 ・1件の予定価格200万円以上の教育財産の取得について意見を申し出ること。 ・長の補助機関たる職員若しくは長の管理に属する行政機関の長に教育委員会の権限に属する事務の一部を委任し、又は補助執行させること。 ・長の権限に属する事務の一部を教育委員会等に委任すること又は教育委員会の補助機関たる職員等に補助執行させることに関する協議に対し同意等をする事。
委員会が処理することとされている主な法律	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条 生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条
身分上の制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方議員・長、執行機関の委員、地方公共団体の常勤の職員などとの兼職禁止。 ・委員定数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなってはならない。 ・当該地方公共団体との請負（兼業）の禁止。 ・地教行法の規定により解職請求の対象となる。
事務局等	<ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局の内部組織は、教育総務部（教育総務課・教育指導課・人権教育課・学校給食センター）、生涯学習部（生涯学習課・中央公民館・南コミュニティセンター・北コミュニティセンター・図書館・スポーツ振興課）の2部、10課 ・職員数は、183名（H21.4.1現在。幼稚園教諭を含む） （委員会の会議等に関する事務は、教育総務課が所管）

② 選挙管理委員会

設置根拠	地方自治法第 180 条の 5・第 181 条
委員構成	委員 4 名
選任方法	選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、議会において選挙する。(地方自治法第 118 条第 2 項の規定による指名推薦により選任されている)
任期	4 年
主な職務等	<ul style="list-style-type: none"> ・公職等の選挙に関する事務の管理 ・選挙効力、当選効力についての異議の申出の決定 ・あらゆる機会を通じての政治常識の向上、選挙に関する周知・啓発義務 ・最高裁判官国民審査の施行に関する事務の管理 ・直接請求に係る署名審査・住民投票の執行 ・裁判員候補者予定者、検察審査員候補者予定者の選定 ・憲法改正の国民投票に関する事務の管理
委員会が処理することとされている主な法律	公職選挙法・最高裁判所裁判官国民審査法・日本国憲法の改正手続きに関する法律・裁判員の参加する刑事裁判に関する法律・検察審査会法・農業委員会等に関する法律・土地改良法・地方自治法・地方公務員法・市町村の合併の特例等に関する法律・住民基本台帳法
身分上の制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・在職中、公職の候補者となることができない。 ・在職中、区域を問わず一切の選挙運動が出来ない。 ・委員の中の 2 人が同一の政党に所属することとなってはならない。 ・国会議員、地方議員・長、警察官等との兼職の禁止。 ・当該地方公共団体との請負（兼業）の禁止。 ・地方自治法の規定により解職請求の対象となる。
事務局等	・事務局職員 3 名（事務局長は総務課長と併任・専任 2 名。H21.4.1 現在）

③ 監査委員

設置根拠	地方自治法第 180 条の 5・第 195 条
委員構成	委員 3 名 [識見監査委員 2 名 (うち 1 名代表監査委員)、議会選出監査委員 1 名]
選任方法	人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び議員のうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
任 期	識見監査委員：4 年、議会選出監査委員：議員の任期による
主な職務等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的に行う監査等 定期監査、例月出納検査、決算 審査、基金運用状況の審査、健全化判断比率及び資金不足比率の審査 ・ 必要があると認められるときに行う監査 行政監査、随時監査、財政援助団体等監査、金融機関の公金出納監査 ・ 請求、要求に基づき行う監査 住民監査請求、直接請求監査、議会請求監査、市長要求監査、賠償責任監査
委員が処理することとされている主な法律	地方自治法・地方公営企業法・地方公共団体の財政の健全化に関する法律
身分上の制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国会議員、警察官、地方公共団体の常勤の職員等との兼職の禁止。 ・ 当該地方公共団体との請負 (兼業) の禁止。 ・ 地方自治法の規定により解職請求の対象となる。
事務局等	・ 事務局職員 4 名 (専任。H21.4.1 現在)

④ 公平委員会

設置根拠	地方公務員法第7条 地方自治法第180条の5
委員構成	委員3名
選任方法	人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、且つ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。
任期	4年
主な職務等	<ul style="list-style-type: none"> ・職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。 ・職員に対する不利益な処分についての不服申立てに対する裁決又は決定をすること。 ・職員の苦情を処理すること。 ・職員団体の登録を行うこと。
委員会が処理することとされている主な法律	地方公務員法
身分上の制限等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方議員、当該地方公共団体の地方公務員との兼職の禁止。 ・選挙運動など政治的行為の制限 ・当該地方公共団体との請負（兼業）の禁止。 ・委員のうち2人以上が同一の政党に所属することとなってはならない。
事務局等	・事務職員3名（すべて総務課職員との併任。H21.4.1現在）

⑤ 農業委員会

設置根拠	農業委員会等に関する法律第3条 地方自治法第180条の5
委員構成	委員27名（現在1名欠員） 選挙による委員20名 選任による委員7名（現在1名欠員） 農業協同組合推薦による委員1名・農業共済組合推薦による委員1名 土地改良区推薦による委員1名（現在欠員）・市議会推薦による委員4名 ・農業委員も参加した生駒市農業委員会委員定数削減検討委員会からの答申に基づき、平成23年（次回選挙時）から、選挙による委員を10名に半減し、総数17名とする改革が実施された。
選任方法	（選挙による委員） 一定面積以上の農地につき耕作の業務を営む者等からの公職選挙法による選挙 （選任による委員） 次に掲げる者を市長が選任 ・農業協同組合、農業共済組合及び土地改良区がそれぞれ推薦した理事 ・市議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者
任期	3年
主な職務等	・農地法その他の法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整及び自作農の創設維持 ・農業経営基盤強化促進法、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律等によりその権限に属させた事項 ・土地改良法その他の法令によりその権限に属させた農地等の交換分合及びこれに附随する事項等 （具体的事項） ・農地権利移動（農地法第3条）、農地転用（農地法第4条・第5条）等の許可申請の受付、許可・経由事務 ・農地権利移動、農地転用等許可申請・届に係る農地現地調査 ・上記の許可申請・届以外の各種証明等に係る農地現地調査 ・農地パトロール（無断転用防止巡回調査） ・各種証明等（農家住宅・農業用倉庫建築に係る農家判定証明、農地相続・贈与に伴う相続・贈与税に係る証明、農地の競売・公売に係るもの、地目変更申請に伴うもの、土地現況証明等）
委員会が処理することとされている主な法律	農地法・農業経営基盤強化促進法・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律・土地改良法
身分上の制限等	・地方公共団体との請負（兼業）の禁止。 ・農業委員会等に関する法律の規定により解任請求の対象となる。
事務局等	・事務局職員3名（事務局長及び局長補佐は産業振興課長及び課長補佐と併任。・専従1名。H21.4.1現在）

(3) 報酬の状況

① 行政委員会委員の報酬額

各委員会の委員報酬の額及びその支給については、「生駒市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例」において、次のとおり規定されている。

検討対象とした委員会等の報酬の支給形態は、月ごとの支払（月額制）であり、出務、活動等の有無にかかわらず、毎月定額が支給されている。

委員会名	職名	支払区分	報酬単価(円)	人数	20年度決算額(円)
教育委員会	委員長	月	145,000	1	1,740,000
	委員	月	99,000	2	2,376,000
	小計			3	4,116,000
選挙管理委員会	委員長	月	75,500	1	906,000
	委員	月	45,500	3	1,638,000
	小計			4	2,544,000
監査委員	識見を有する者から選任	月	145,000	2	3,480,000
	議会議員から選任	月	61,000	1	732,000
	小計			3	4,212,000
公平委員会	委員長	月	49,000	1	588,000
	委員	月	37,000	2	888,000
	小計			3	1,476,000
農業委員会	会長	月	71,000	1	833,677
	副会長	月	61,000	3	2,148,771
	委員	月	56,000	22	14,841,791
	小計			26	17,824,239
合計				39	30,172,239

② 委員報酬の改定の経緯

各行政委員会の委員報酬額については、平成8年4月1日に改定されて以降、同額で据え置かれている。金額の設定根拠については明確ではないが、平成8年の最終改定までは、他都市の状況等を踏まえ、市長等の常勤特別職及び議会議員の報酬額の改定に併せて、引き上げがなされてきたところである。

(単位：円)

委員会名	職名	H8. 4. 1 (～現在)		H4. 12. 1		H2. 12. 1	
		月額	前回比	月額	前回比	月額	前回比
教育委員会	委員長	145,000	109.8%	132,000	105.6%	125,000	122.5%
	委員	99,000	110.0%	90,000	105.9%	85,000	125.0%
選挙管理委員会	委員長	75,500	109.4%	69,000	106.2%	65,000	116.1%
	委員	45,500	108.3%	42,000	105.0%	40,000	114.3%
監査委員	識見委員	145,000	109.8%	132,000	105.6%	125,000	122.5%
	議選委員	61,000	108.9%	56,000	105.7%	53,000	117.8%
公平委員会	委員長	49,000	108.9%	45,000	104.7%	43,000	126.5%
	委員	37,000	108.8%	34,000	106.3%	32,000	128.0%
農業委員会	会長	71,000	107.6%	66,000	104.8%	63,000	123.5%
	副会長	61,000	108.9%	56,000	105.7%	53,000	117.8%
	委員	56,000	109.8%	51,000	106.3%	48,000	120.0%

なお、公平委員会委員の報酬については、委員会の活動状況を踏まえ、月額制から日額制への条例改正案が平成20年3月市議会に提案されたところであるが、同時に提案された附属機関の委員報酬改正案に異議が出されたことから、実質的な議論は行われずに否決されている。

この際の提案内容は、委員長(月額49,000円)と委員(月額37,000円)の報酬を一律で日額16,000円(固定資産評価審査委員会と同額)とするものであった。

4 検討の方法・内容

(1) 各行政委員会への実態調査及びヒアリングの実施

検討対象とする行政委員会について、書面による活動状況の照会(「行政委員会報酬に関する調書」の作成及び過去3年度の会議の開催状況等)を行うとともに、各委員会の事務局職員へのヒアリングの実施により現状を把握し、次に掲げる項目を個別に検証した。

- ① 各行政委員会の担当事務等の把握
- ② 各行政委員会委員の活動状況(会議出席、その他の業務)の確認
- ③ 日額報酬を導入することによる委員選任、活動等への影響

(2) 調査等により確認された事項

① 会議等への出席を伴う活動状況

各行政委員会から書面による提出を受けた勤務日数、勤務時間等の活動状況は、以下の表のとおりである。

この活動状況には、各委員が出席して審議を行う「委員会の会議」への出席のほか、委員会以外の会議・研修・行事等への出席、視察、現地確認、相談業務、決裁業務等を含むものであり、各委員会の事務サイドで把握している活動内容を網羅したものとなっている。

農業委員会にあっては、会議の案件となる事項に関して各地区の農業委員が個別に行う事前調査、

相談、調整等の活動を含んでいる。

委員会名	年間平均勤務日数	月平均勤務日数	1人1日当たり報酬額(円)	1回当たり平均時間(分)	1人1時間当たり報酬額(円)
教育委員会	34.3	2.9	39,833	77	31,639
選挙管理委員会	22.2	1.9	28,662	147	11,702
公平委員会	9.7	0.8	50,897	82	37,054
監査委員	23.3	1.9	52,002	174	17,932
農業委員会	36.1	3.0	18,990	66	17,264
平均	25.1	2.1	38,077	109	23,118

※平成18～20年度の3カ年の平均数値である（選挙管理委員会は、平成17～20年度の4カ年）。

※各委員会の活動状況の詳細は、別紙2「行政委員の出務等の状況」参照

② 会議等における審議・協議等の内容

各行政委員会の会議における審議案件等の状況、会議以外での行事、研修等の内容は、以下のとおりである。

なお、各行政委員会の会議等における運営、準備、決定事項の実施、処理等については、事務局の職員が実務を担っているものである。

○ 教育委員会

委員会の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月1回の定例会のほか、年平均2～3回程度の臨時会を開催（定例会については会議前の事前協議を実施）。 ・会議の平均時間（H18～20年度）は、50分。 ・教育行政に関する基本方針や市議会提出案件、規則の制定改廃、職員の任免その他の人事に関すること、教科書の採択等について審議、決定を行うほか、事務局から委員へ教育施策に関する各種報告、情報提供を行っている。
委員会の会議以外	学校訪問（毎年1回、29校園）、公開授業、卒業式・運動会への出席、成人式・市民体育大会等の主催行事への出席、各種研修会・協議会への参加等

○ 選挙管理委員会

委員会の会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の会議は、選挙の執行がない年度では月1回程度の開催。これに加えて選挙時には各選挙ごとに3回程度の開催。 ・会議の平均時間（H17～20年度）は、87分。 ・選挙人名簿の定時登録、選挙人名簿の選挙時登録その他附帯する議案など。
委員会の会議以外	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙関連業務では、立候補予定者説明会、立候補受付、選挙公報順序及び氏名掲示のくじの執行、投開票事務、当選証書付与式など。 ・明るい選挙推進協会役員会、関係機関の会議等への出席、成人式への出席 ・委員長については、委員会からの専決事案等についての決裁業務を行っている。

○ 監査委員

委員による 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・例月の出納検査をはじめ、各種監査業務に係る会議は、平均月 2 回程度の開催。住民監査請求があった場合は、1 件につき少なくとも 5 回程度の会議が必要となる。 ・会議の平均時間（H18～20 年度）は、174 分。 ・例月出納検査、定期監査、決算審査、財政援助団体等監査、財政健全化法に基づく審査、住民監査請求に係る監査等に係る会議、協議、審査など。 ・1 回の出務で可能な限り多くの案件を処理するための日程調整がなされている。
委員による 会議以外	奈良県・近畿地区の都市監査委員会等への出席
その他	（上記の活動実績には含まれていないが、個々の委員の業務として、事務局等からの依頼による事例調査や資料収集、監査結果の書面についての加筆修正等の専門性を基にした作業が行われている。）

○ 公平委員会

委員会の 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の会議は、平均で年間 6 回程度の開催。 ・会議の平均時間（H18～20 年度）は、41 分。 ・職員団体の登録事項の変更、公平委員会規則の改正等
委員会の 会議以外	奈良県・近畿・全国の公平委員会連合会の総会、研究会等への出席
その他	近年の実績はないが、職員からの不服申立て等が発生した場合は、会議の開催回数及び業務量が増加する。

○ 農業委員会

委員会の 会議	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として月 1 回程度の定例会を開催。 ・会議の平均時間（H18～20 年度）は、48 分。 ・農地法第 3 条・4 条・5 条の許可申請の承認・届出の受理、買受適格証明、関連規則の改正等についての審議
委員会の 会議以外	<ul style="list-style-type: none"> ・定例会審議事項事前現地調査・農地無断転用防止巡回調査の実施、農家区長会合同研修会への出席、生駒市農業祭の開催、関係団体の総会、研修会等への参加など。 ・各委員は日常的に地域の農業者からの各種相談等を受け、現地調査、調整を行うなどの活動を行っている。 ・会長については、委員会からの専決事案等についての決裁業務を行っている。

③ 会議等への出席を伴わない委員の活動状況

行政委員会の委員は、会議への出席、その他研修・行事等への出席、視察、現地確認等のほか、自主的に会議の事前準備、調査研究、連絡調整等の活動にも取り組まれている。

各委員会に共通して、会議資料を事前に精読・検討したり、日常的な研鑽がなされているとの報告があった。

また、臨時・緊急の会議等に備えて常時対応が求められるといった行動の制約を伴うとの指摘もなされた。

監査委員では、特に住民監査請求がなされた場合などにおいて、弁護士、公認会計士の有資格者

である委員により、判例等の類似事例の調査や資料の収集、電話やメールによる事務局への指示・調整のほか、事務局が作成した監査結果の原案の検討、加筆・修正など、その専門性に基づく活動が行われている。

農業委員会においては、上記の「会議等への出席を伴う活動状況」に含めて記載したところであるが、各地区の農業委員による個別の事前調査、相談、調整等の活動が行われている。

④ 各行政委員会（事務局）の意見等

各委員会（事務局）から提出を受けた「行政委員会報酬に関する調書」の記載事項及びヒアリングにおいて確認したところ、委員報酬の支給形態についての意見の要旨は、以下のとおりである。

（教育委員会）

- ・単に会議に参加するだけでなく、合議制の執行機関の一員としての重責を担っており、月額報酬は妥当だと考える。
- ・報酬の水準は、他市との比較、業務量から考えると金額は高めの設定と思われる。

（選挙管理委員会）

- ・委員は行政機関として行った行政処分について在職中常に責任を負っており、出務の有無に関わらず訴訟等の対象となるといった重責を常時担っている。身分的な制約も課されており、執務日に限定して単なる労務の対価として報酬を支払うという日額報酬制は、適正なものとは考えられない。また、日額制を採用した場合、その責任の所在が不明確になることも考えられる。
- ・報酬の水準は、他都市と比較して平均的なものである。

（監査委員）

- ・出務時間より多くの時間を割いて、資料等を収集、考察いただくなど、出務日以外の労働を前提として委員には業務をこなしていただいております。日額報酬制は不相当と考える。報酬は労務の対価のみではなく、職務責任に対する対価があると考えます。
- ・出務日の拘束時間、自宅等での拘束時間を考慮すれば、報酬額は低いと考える。

（公平委員会）

- ・不服申立て等の審査業務が生じた場合には、会議の開催回数の増加のほか、自宅での検討など日額支給になじまない活動になるため、その場合は月額報酬が適当であるが、最近の事案は、会議において処理されるものが主であり、今後もこのような活動だけなら、日額もやむを得ないと思われる。
- ・最近の活動状況、業務量等からすると、今後もこのような状況が続くのであれば、報酬の額の見直しの検討も必要であろう。

（農業委員会）

- ・定例会議以外に、農業者からの相談、現地調査、連絡調整業務等があり、時間数・回数等で妥当な報酬を算出することが困難である。月額報酬制により、委員の活動が時間・回数に制約されることなく、臨機応変に活動ができ、農業の振興、耕作者の権利保護等の業務が行える。
- ・報酬額の水準は、業務量、他都市の水準を勘案した場合、高いと思われるが、今後定数が削減されることから、一人当たりの業務量は増加すると思われる。

別紙3「行政委員会報酬に関する調書」参照

(3) 他団体との比較

① 報酬の支給形態

委員報酬の支給形態については、平成21年4月現在で、県内他都市、類似団体（合計45団体）の大半において条例で月額支給する旨を定めており、生駒市の報酬条例のみ特異な定めをしているものではない。

ただし、そのうち公平委員会にあつては13団体、選挙管理委員会で3団体、監査委員で1団体が日額制を採用している。

② 月額報酬の水準

現在の月額報酬の水準について、県内他都市、類似団体と比較すると、平均で類似団体（34団体）との比較で28.4%、県内他都市（11市）との比較で19.6%上回っている状況である。

別紙4「県内各市・類似団体報酬額一覧」参照

(単位：円)

委員会名	職名	生駒市 月額	類似団体 平均月額	類団比較 超過率	県内市 平均月額	県内比較 超過率
教育委員会	委員長	145,000	93,565	35.5%	113,875	21.5%
	委員	99,000	77,503	21.7%	80,867	18.3%
選挙管理委員会	委員長	75,500	52,502	30.5%	59,627	21.0%
	委員	45,500	38,235	16.0%	39,545	13.1%
監査委員	識見委員	145,000	109,069	24.8%	106,150	26.8%
	議会選任委員	61,000	46,150	24.3%	44,800	26.6%
公平委員会	委員長	49,000	28,431	42.0%	40,970	16.4%
	委員	37,000	23,436	36.7%	31,410	15.1%
農業委員会	会長	71,000	47,012	33.8%	55,567	21.7%
	副会長	61,000	53,261	12.7%	53,333	12.6%
	委員	56,000	36,553	34.7%	43,517	22.3%
平均超過率				28.4%		19.6%

③ 他団体における行政委員会報酬に関する動向

月額制による支給の違法性を認定した本年1月の大津地裁判決以降、各地の自治体において行政委員会報酬に関する種々の動きが見られる。

(住民監査請求等の事例)

確認された範囲で、奈良県・京都府・兵庫県・香川県・高知県・福岡県のほか、神戸市・京都市・姫路市・西宮市・尼崎市・函館市・仙台市・千葉市・川崎市で住民監査請求がなされ、いずれの自治体でも請求は却下、棄却等の結果となっているが、監査委員の意見等により、他の自治体の動向や活動状況を踏まえた検討を促す指摘が多くなされている。

このうち、奈良県、兵庫県、神戸市、姫路市等では、監査結果を不服として訴訟が提起されている。

奈良県の事例では、労働委員会、収用委員会、選挙管理委員会及び教育委員会の委員報酬について、月額定額制による報酬支出は違法として支給の差止めを求めた請求に対し、「報酬を月額で支給する旨を定める報酬条例は、(地方自治)法第203条の2第2項の規定に明らかに反するものとはいえず、本件各委員に対する報酬の支給は、違法若しくは不当な公金の支出とは認められない」として、棄却されている。主な理由は、以下のとおりである。

なお、本件は奈良地裁に住民訴訟が提起され、係属中である。

- ・法第203条の2第2項は、特に執行機関である行政委員会の委員に対する報酬を勤務日数以外の基準により支給することを条例で規定することについて、地方公共団体の裁量を認めている。
- ・執行機関の委員である各委員に対する報酬を勤務日数に応じて支給するのではなく、職務と責任の重大さにかんがみ、その対価として月額で支給する旨を定める報酬条例の規定は、一定の合理性を有する。

－自らの判断と責任において執行機関の意思を決定しており、その職務及び責任は重大

－各委員は、日常の活動の中での研さんのもとより、委員会議等に臨むために事前に資料検討・情報収集を行い、自身の考えを整理するほか、自宅等において事務局から報告を受け、事務局に指示するなど、その活動は勤務日に限られているものではない。

－全国の都道府県のほとんどで月額制が採用されている。報酬の額についても一般職の給与改定に合わせて減額するなど、適時見直されている。

別紙5「他団体における住民監査請求の事例」

(見直しに向けた検討の事例)

神奈川県では、すべての行政委員の報酬について、地方自治法の規定に基づき、日額が原則であるという視点に立って見直すという方針を出され、特別職報酬等審議会において検討が進められている。札幌市でも同様の審議会で、行政委員会の報酬のあり方が検討されている。

なお、都道府県知事と政令指定都市の市長に対し、時事通信社が本年9月に実施したアンケート調査によると、原則日額制に見直すべきかとの問いに、神奈川、鳥取両県と浜松市が「全面的に見直すべきだ」、北海道、秋田、静岡、愛媛、佐賀、大分の6道県と、千葉、新潟、静岡の3市が「実情に応じて部分的にでも見直すべきだ」と回答されている。同社では「大半の首長は同判決の行方や他団体の動向を注視しており、情勢次第で一気に見直し機運が高まる可能性もある」としている。

一方で、「行政委員会は『執行機関である』ことを踏まえて報酬を議論する必要がある」、「(1)毎月定例的な業務に加え、調査研究等相当の日数を割いてもらっている (2)高い識見に基づき公益的な立場での貢献をお願いしている (3)高度の責任を伴う役職である」、「委員として必要な識見、採決結果等にかかる責任、事前準備に要する時間等を総合的に勘案すると、現行のままでよい」との指摘も見られた。

5 行政委員会報酬に関する検討結果

(1) 報酬の支給形態について

① 総括

[結論]

各行政委員会の委員報酬については、現在の月額による支給方法を改め、すべての委員会において日額による支給とすることが適当であり、これを明確な原則として位置付けるべきである。

ただし、非常勤特別職の職員に対する報酬が、勤務に対する反対給付であるとの趣旨をより明確化するとともに、日額制による出務に応じた報酬のみでは必ずしも把握できない例外的な業務（出務を伴わない勤務）に対する配慮として、事案の処理に係る勤務時間数に応じて報酬を支給する制度を、厳格な要件の下、併せて導入することが望ましい。

全委員会に日額制を導入し、例外措置として時間単位の報酬を設定する。	[日額部分]	会議等への出席を伴う業務
	[時間制部分]	上記以外で、委員会の所管に係る事務に関し委員会の決定等により委員個人が行う業務

[理由]

地方自治法第203条の2第2項の規定では、非常勤の行政委員の報酬は原則日額であり、本市の各行政委員会の活動実態を見ると、同条のただし書を適用して月額報酬とする特別の理由、すなわち、常勤の職員と大差がない程度の勤務実態等は見受けられない。

さらに、行政運営のコストを負担する市民の視点で考えた場合、報酬の支給形態が適法であるか否かの観点はもちろんであるが、コスト負担に見合う効果が得られているかどうか最も重視されるべきであり、その意味では、実際の活動状況に最も適合するのは、地方自治法の原則である勤務日数に応じた報酬の支給であろうと考える。

(地方自治法第203条の2第2項の趣旨)

報酬とは、労働の対価として給付されるものであり、労働の性質、内容、時間等と対価関係に立つのが原則である。

非常勤職員に対する報酬は、常勤職員に対する給料とは性格を異にする。すなわち、非常勤職員への報酬は、いわゆる「生活給」たる意味を有していないのであるから、月額制とする実質的根拠はなく、勤務の実態に応じた反対給付として支払うべきものである。

地方自治法第203条の2第2項本文は、報酬の勤務日数払いの原則を規定することにより、委員らに対する報酬が、常勤職員の生活給のような性格を有するものではなく、純粋に勤務に対する反対給付として支給されるものであることを明らかにしている。

本市をはじめとして、圧倒的多数の自治体が採用している月額制による支給が重大かつ明白な法令違反であるか否かについては、滋賀県の事例をはじめとした今後の個々の司法判断によるものであるが、各委員会の活動実態を勘案した場合、月額制の維持は妥当性を欠くものと言わざるを得ない。

(各委員会の活動実態に対する評価)

先に検証したとおり、各行政委員の月平均の勤務日数を見ると、教育委員会、農業委員会で約3日、選挙管理委員会、監査委員で約2日、公平委員会は1日にも満たない状況である。

一方、1日(1回)当たりの平均所要時間も約1時間から3時間までとなっている。

行政委員会の役割や業務は一律ではなく、自治法の例外である勤務日数によらない報酬の支給がどの範囲まで許容されるのかについて明確な線を引くことは容易ではない。

とはいえ、法第203条の2第2項の規定の趣旨からしても、月の平均の勤務が3日程度であるような場合に、例外を適用して月額制とすることは、本来の趣旨に反していると考えられる。

(国の行政委員会等の例)

中央選挙管理会、中央労働委員会など、国における行政委員会の委員等の給与は、特別職の職員の給与に関する法律に規定されているが、非常勤の委員等については、同法第9条で次のように規定されており、日額報酬とされている。この点で、例外は見当たらない。

これを見ると、国の場合は、月額報酬は生活給としての意味がある場合に限られるという方針で一貫しているものと思われ、この考え方は、地方自治体の行政委員においても妥当するものである。

[参考] 中央選挙管理会 委員：5名

手当日額：委員長 29、700円 委員 27、200円

中央労働委員会 委員：45名(うち2名は常勤)

手当日額：31、700円

(非常勤の内閣総理大臣補佐官等の給与)

第9条 第1条第45号から第72号までに掲げる特別職の職員(以下「非常勤の内閣総理大臣補佐官等」という。)には、一般職給与法第22条第1項の規定の適用を受ける職員の例により、手当を支給する。ただし、同項中「人事院の承認を得て」とあるのは、「総務大臣と協議して」とする。

[参考] 一般職の職員の給与に関する法律

(非常勤職員の給与)

第22条 委員、顧問若しくは参与の職にある者又は人事院の指定するこれらに準ずる職にある者で、常勤を要しない職員(再任用短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)については、勤務1日につき、3万5、300円(その額により難い特別の事情があるものとして人事院規則で定める場合にあっては、10万円)を超えない範囲内において、各庁の長が人事院の承認を得て手当を支給することができる。(以下略)

② 例外措置の設定(時間単位による報酬)

行政委員会の委員については、その多くが合議制の機関であり、会議等への出席を前提としてその知識や経験を活用するという勤務が基本形態とされていることから、その報酬についても会議等への出席1回(勤務1日)につきいくらという、日額制が原則とされていると思われる。

本来的には、この日額による報酬のみで処遇することが法の趣旨にもかなった取扱であると思わ

れるが、各委員会の活動実態を検証した結果、会議等への出席を伴わない勤務として委員個人が行う業務や作業が複数の委員会で見受けられるところであり、実際の勤務が存在する以上、それに応じた報酬は適正に支給されるべきである。

これらの委員個人による勤務は、会議への出席など一定の場所に参集して審議・検討等を行うといった定型的な勤務ではなく、勤務形態、勤務時間などに多様なパターンが存在しうること、実態把握が難しい個人の活動であることからより正確な勤務状況の把握が要請されること等の理由により、日数、回数、成果物の件数といった形で把握することは必ずしも適当ではないと判断し、時間を単位とした支給形態を提言するものである。

この場合、月額報酬制の場合と同様に、地方自治法第203条の2において「勤務日数に応じて」報酬を支給することが原則とされていることとの関連が指摘されるところであるが、この規定の趣旨が、委員への報酬は純粋に勤務に対する反対給付として支給されるものであることを示すものであることを踏まえれば、時間を単位とした報酬の支給は、より行政委員会の勤務実態に即したものであり、法の趣旨をさらに適正かつ正確に反映することができる支給方法であると考えられ、例外として許容されるものであると判断できる。

ただし、委員の個別の活動に対する報酬支給については、勤務実態が見えにくいことは事実であり、支給対象とすべき業務の範囲、勤務状況の報告、検証等を厳格に運用することが不可欠となることから、以下適宜、基準となるべき考え方等を示すものとする。

※なお、検証の対象とはしていないが、既に日額である固定資産評価審査委員会の委員についても該当する勤務が確認できる場合には、時間単位による報酬制を適用すべきであるとする。

この委員会については、地方税法第423条第7項で「委員会の会議への出席日数に応じ、手当を受けることができる」と明定されているところであるが、上記と同様の趣旨により、例外として許容可能であるとする。

③ 役職・選任区分による取扱

各委員の委員会における役職や選任方法の違いにより、日額報酬制を導入するに際し、特別な取扱が必要か否かについては、各委員会における委員長、副委員長、委員等の役職により、その活動状況に著しい差異はないと認められることから、当該役職に応じて、支給形態を区分すべき特段の理由は見いだせない。

同様に、選任方法（選挙、議会推薦・選出、団体推薦等）による区分についても、いずれかの委員が常勤の職員と異ならない活動実態にあるなどの事情も認められないことから、取扱に差を設ける必要性はないものとする。

（農業委員会）

委員の選任については、「選挙による委員」と「議会・農業団体からの推薦により選任される委員」に区分されるが、「選挙による委員」については、選出された地域における地元農業者からの相談・調整業務等が、不定期・日常的に発生することから、例外的に時間単位による報酬支給が発生するものと思われる。

④ 報酬の支給対象とすべき勤務の範囲

行政委員会委員の報酬について、その支給の対象とすべき委員の業務の範囲は、定例会等の会議への出席にとどまらず、多岐にわたっている。

支給対象とすべき委員の勤務範囲について、日額部分と時間制部分に区分して以下に整理するとともに、委員会ごとの具体的な勤務内容を別紙6「行政委員会報酬支給対象勤務（案）」で示す。

[日額による報酬]

上記で確認した活動状況を踏まえ、日額報酬制を採用する場合には、会議への出席のほか、主催する行事、研修等への出席など、主に出勤を伴う公式な活動についても支給の対象とすべきである。

主催の行事等のほか、業務に関連する視察・現地確認、業務関連団体の総会等への出席、他の執行機関や他都市などからの公式な依頼に基づく行事等への出席など、各行政委員会の所掌事項に直接関連するものについては、委員の職務として位置付けられるものである。

(会議等への出席を伴う勤務)

①執行機関の業務として実施・主催する会議、行事、研修、視察、現地調査等への出席

②他の執行機関、市議会、国・県・他都市、構成員となっている関連団体等の要請に基づく行事、研修、会議等への出席

※ただし上記のうち、勤務の実態が、来賓などの儀礼的な出席にとどまるもの、出席が任意とされている行事等については、対象外とする。

[時間単位による報酬]

先に述べたとおり、時間を単位にした報酬の支給については、自宅などでの委員個人の勤務を対象とすることから、厳密な勤務実態の把握は困難であり、故に支給対象とする勤務の範囲をできる限り厳格に設定すべきである。

会議等への出席以外で、各委員が高い専門性や知識、経験等を活用した業務に従事する場合は、一部委員会においては想定される場所であるが、その勤務は、各委員会の所掌事項の範囲内であることはもちろん、委員会の総意として委員個人が行う勤務のみを対象とすべきである。

(会議等への出席以外の勤務)

法令、条例、規則その他の規程に基づき、各執行機関が処理することとされている事務に関し、執行機関の明示又は黙示の決定・指示（事務局の依頼等を含む）により委員個人が行う勤務

○勤務の例

・会議に付議すべき案件等に関連した調査、書面の作成・修正等、現地調査、相談、調整等

○支給対象としないもの

・委員個人が自主的に行う会議出席の事前準備（資料の確認、精読等）、事後検討、調査研究、自

己研鑽及び事務局との連絡調整・指示等については、下記で検証するとおり会議等への出席に伴う当然の準備行為として把握されるものであり、支給対象とすべき特段の事由は見だし難い。

・時間単位による報酬は、委員本人が自ら行う作業等の勤務を対象とするものであり、従業員その他作業等を補助する者が行った勤務に係る勤務については、報酬支給の対象とすることは適当ではない。

○業務への従事の確認

時間単位による報酬を適用する場合においては、自宅、就労場所などでの作業等が報酬支払の対象となることから、その内容を適正に把握・確認し、透明性と内容の合理性を確保することが重要な課題である。

会議等への出席以外で、対象となる業務に従事した委員は、あらかじめ委員会ごとに定める報告書様式に従い、勤務日、勤務時間、勤務場所、勤務内容等を記載するとともに、成果物等がある場合は、これを添付して委員会に提出することとすべきである。

報告書の提出を受けた各委員会の事務局では、その内容を確認した上で、市長部局において報酬支払の会計上の処理を行うことが必要である。

委員からの報告に係る様式例を別紙7「行政委員会委員勤務実績報告書（案）」のとおり示す。

上記で示した事項を標準として、日常的に委員が行っている業務、想定され得る業務について、詳細に調査、抽出した上で、報酬支給の対象となる業務の類型化を早急に行うことが望ましい。

特に、農業委員会や教育委員会などにおいては、会議以外の委員の活動状況が必ずしも明確に示されていない状況であることから、詳細な実態把握を速やかに実施されたい。

農業委員においては、委員会の所管に属する案件についての事前処理のほか、近隣住民の一般的な苦情処理、有害鳥獣の出没、水利関係といった地域の懸案事項についても処理されているとのことであるが、これらの業務を報酬の支給対象とするか否かについては厳密な検証が必要であり、こういった課題への対処については、特定の個人に処理が集中することのないよう行政や関係団体、地域において適切な機能分担が求められる。

個々の勤務が支給対象となるのかどうかは、運用上の個別判断に委ねられるケースも多いかと思われるが、いずれにしても委員個人の勤務の内容が各委員会の本来的な業務内容に適合するかどうかの基準を、各委員会自身でも整理するべきである。

会議等への出席を伴わない勤務については、業務の対象範囲などの判断基準について課題が生じる可能性も考えられるが、今回の改革の基本的考え方を踏まえた上で、勤務実態を適正に反映したより妥当性のある運用に改善するなど柔軟な対応が求められる。

※なお、行政委員会の委員に対し、委員会としての職務に直接関連しない特定の事務、研修講師等の依頼を行うことも想定されるが、この場合は、謝礼等を支払うべきものである。

(2) 日額報酬制の導入に際し課題とされる事項

① 自主的な事前準備、調査研究、自己研鑽等の活動

委員会の決定・指示による業務に委員個人として従事する場合には、時間単位による報酬を導入すべきであると提言するものであるが、行政委員については、その他にも、自主的に会議の事前準備、調査研究、連絡調整等の活動にも取り組まれていることから、日額制を導入した場合、このような日常的な活動をどのように評価するのかという課題がある。

行政委員会の委員は、そもそも、その分野において高い専門性や識見を有していることから委員に選任されているものであって、特別な事情がある場合を除き、勤務日以外にも多くの時間を要して調査研究や自己研鑽をしなければ、委員としての役割を果たせないとまでは言えないものと考えられる。

業務遂行上の責任を負う執行機関ではないが、条例等により設置される附属機関等の委員においても、委員としての職責を果たす上では、審議事項等による差異はあるものの、自主的な調査研究や自己研鑽、事前準備等が必要とされることであり、学識経験者を含めて多くの委員が、会議出席時の日額報酬の範囲内で自発的に取り組まれているものである。

定例会等の会議に先立つ資料の精査、連絡調整等は、職務を執行する上での準備行為として捉えられるものであり、事前準備や調査研究などの日常的な活動の負担があることをもって月額制を維持すべきとする理由は見だし難い。

国の行政委員会等の委員においても、委員会等の会議に出席するための準備行為は管理不可能な時間に行われることから、準備行為を含む勤務時間の長短で給与を評価することは適当ではないとされ、勤務1日につきいくらかという形での処遇がなされている。

(監査委員)

会議の事前準備としての資料収集、考察等に多くの時間を割き、出務を伴わないメール、電話での依頼、指示、やりとりが業務の遂行を支える重要な要素であるとのことであるが、それを踏まえたとしても、勤務実態が常勤の職員に近いという特別な事情があるとするのは難しいと思われる。

② 委員であることによる身分・行動の制約・拘束

行政委員会の委員については、その中立性を確保するため、兼業の禁止（その職務に関する市との請負関係の禁止）、兼職の禁止（首長や議員などとの兼職の禁止）のほか、政治的な活動の制限など、様々な身分上の制限が課されている。

委員報酬は、これらの制約の対価としての性質も有するとの主張があるが、既に日額報酬となっている固定資産評価審査委員会の委員においても、兼職・兼業が禁止されているところであり、これのみをもって月額制とすべきであるとは言い難い。

このような身分上の制約については、報酬額の水準において一定の考慮がなされるべきであると考えられる。

また、委員としての職務を遂行するに当たり、会議等への出席とは別に日常的な活動を余儀なくされること、又は臨時・緊急の会議等への出席、待機等が求められることにより、行動に制約を受けることが言われる。

各委員会の実状を見ると、委員としての職務に常態として拘束されているとは考えにくく、常勤の職員と大差がない程度とまでは言えないと思われる。

(選挙管理委員会)

選挙が確実に見込まれる時期にあっては、常に参集できるような対応が求められると考えられるが、常勤の職員と同一視できる程度とまでは言えない。

(農業委員会)

詳細な統計資料がないため、実態は正確ではないが、日常的な相談業務、審議案件の事前確認・経由印の押印等の業務に常時拘束されているとは考えられない。

ただし、会議等以外において委員としての職務を行っていることは事実であり、報酬の支給方法において一定の配慮は必要であると考ええる。

③ 回数・日数等の算出の困難性

上記の課題に関連し、農業委員会における日常的な相談業務等の活動については、詳細な内容を把握することが煩雑であることは理解できるものであるが、委員報酬が市民の税負担から支出されていることを踏まえると、各委員の活動内容を把握することは、当然行われてしかるべきである。

事務の繁雑さ、委員の負担の増加等のみを理由として詳細の把握を怠り、日額制の導入を排除することは、極めて不適切であると言わざるを得ない。

これらの勤務は、先に記述した時間制による報酬支給の対象とすべきものであり、現状では、農業委員会事務局においても詳細な勤務状況を把握しきれていないことが伺えるので、委員の業務範囲の明確化と活動状況の報告や検証をシステム化するなど、報酬支給の対象が明らかとなるような措置を速やかに講ずるべきである。

④ 専門的な知識の継続的な提供

行政委員会の委員については、高い専門性に基づく知識等を継続的に提供しており、単に会議等への出席のみを捉えて日額とすることは不相当であるとの指摘もある。

行政委員会の委員には、その選任の要件としても挙げられているように、その分野における知識・知見が必要とされることはもちろんであり、会議等においては、専門性に裏付けられた的確な審議がなされているものと思われる。

しかし、委員が提供する専門性については、報酬額の水準において一定の考慮がなされるべきものであると考えるが、専門性の継続的提供が月額制を維持することの根拠とはなり得ないと思われる。

既に日額報酬制とされている固定資産評価審査委員会においても、準司法的な機能を担っているところであるが、専門性を確保する上で、現状では特段の支障が生じているとは認められない。

ただし、監査委員においては、住民監査請求に対する監査結果の書面作成等において、公認会計士や弁護士といった有資格者の委員により、地方行財政全般にわたる広範かつ高度な専門性も基にした作業が実際に行われているところであり、審査等の結果の取りまとめに当たり、具体的な個別の勤務が行われた場合については、日額報酬とは別に、報酬を支給することが相当であろう。

このような考え方は、準司法的な業務を所掌する公平委員会や固定資産評価審査委員会などにおいても、具体的な事案が発生した場合には妥当するものとする。

(公平委員会)

不服申立の裁決等においては、準司法的な機能を発揮するため、高い専門性は求められるが、少なくとも10年以上は案件がない状況である。

(監査委員)

住民監査請求の裁決に係る審議等において、地方行財政全般にわたる広範かつ高度な専門性が要求される場所であるが、適切な報酬体系の設定等により、日額制としても対応は可能であると考えられる。

⑤ 職務に対する法的責任・訴訟可能性

行政委員会の委員は、自分たちの下した判断の結果責任を回避できないことから、行政処分を行う立場としてのリスクをどのように評価するのかという指摘もある。

当該行政処分についての法的責任は、日額報酬の支払対象となった日のみに生じるものではなく、常時責任を負わざるを得ないなど、職務の特殊性がある旨の主張であるが、例えば、行政事件訴訟法における抗告訴訟（処分・裁決の取消、処分無効確認等）については、あくまでも地方公共団体が被告であり、各委員会が訴訟を代表することとはなるものの、法的責任の帰属はあくまでも機関としての委員会であり、各委員個人にまで及ぶケースは特殊な場合を除いて考えにくいと思われる。

国の行政委員会においても、当該委員会が行った処分、裁決等に起因して訴訟が提起されることが想定される場所であるが、支給される手当は日額とされていることとの関連からも、権限や責任の重大性から月額制を維持すべきとすることは、均衡を失していると言わざるを得ない。

さらに、行政委員会の委員が、法令、条例等により非常に重大な権限と責任を有していることは論を待たない場所であり、報酬額水準への反映の必要性は認められるが、各委員の活動状況を勘案すると、権限や責任が重大であることが、現実の勤務実態と直結しているとは考えにくく、月額制を正当化する根拠とはなり得ないと考えるものである。

⑥ 人材の確保

優秀な人材を確保するためには、一定の報酬水準を確保すべきであるとは考えるが、月額報酬制を維持しなければ、直ちに委員選任に著しい支障が生じるとは思われない。

報酬額の実質的な目減りにより、専門性の高い人材の確保が困難になるとの想定もあるが、委員としての出務・活動が伴えば勤務の対価として、当然に日額報酬を支給することとなる訳であり、業務量が多くなる場合には、原則としてそれに比例した報酬額は確保されることになるものである。

また、委員については、学術・技術上の研究や特定の業務に深い知識又は経験を有する者が選任されるものであるが、本市の市民や市のまちづくりに深い関係を有する方の中にも、この委員資格を有する者は、決して少数ではないと見込まれることから、自分たちが住み、自分たちが活動する地域の課題に取り組もうとする積極的な参画の意欲を持った人材の確保を怠ってはならないと考える。

(3) 報酬額の水準について

行政委員会委員の報酬は、月額となっている現状において、前述のとおり、H8.4.1以降改定がなされていない。この間、税収の低迷、地方交付税等の縮小、行政サービスの拡大による義務的経費の増加などにより、市の財政状況は深刻さを増しているにもかかわらず、10年以上にわたり検討の俎上にすらのせられていない状況である。

これを踏まえ、以下、日額報酬の導入を前提として、報酬額の設定の試案を示すこととする。

① 報酬額の決定に当たり考慮した事項

日額報酬の額を設定するに当たっては、現下の厳しい社会経済情勢や他都市の状況など、行政委員の報酬を取り巻く環境を適正に反映し、市民感覚と乖離した金額設定とならないよう、以下のような指標の動きを把握した上で検討することとした。

各指標が示す状況は、現在の報酬月額が、長期間にわたって据え置かれ、高止まりしていることを如実に表す結果となっている。

各種の指標が示す格差の割合をそのまま日額報酬の額に反映させることは、月額と日額の区別の違いもあり、適当ではないと思われるが、厳しさを増す財政状況や月平均の勤務日数が3日程度にとどまる活動状況、行政委員に求められる地域貢献の視点などを勘案すると、報酬の日額は、可能な限り抑制せざるを得ないと判断するものである。

◆民間給与の動向

民間企業における年間の給与の実態を明らかにするために実施されている国税庁の民間給与実態統計調査において、平成8年時点（行政委員会報酬の前回改定時）と平成19年の年間平均給与額を比較すると10.9%減少している。

	H8	H19	増減率
民間企業年間平均給与	4,118 千円	3,672 千円	△10.9%

◆一般職職員の給与の状況

本市の一般職の職員の給与については、人事院が国家公務員の給与について行う勧告（人事院勧告）に準じて、官民比較により適宜改定がなされているが、平成8年度と平成21年度の平均給料月額（部長級職員）を比較すると6.8%減少している。

	H8	H21	増減率
平均給料月額（部長級職員）	501,733 円	469,950 円	△6.8%

◆議員及び常勤特別職の報酬等の状況

本市の市議会議員及び常勤の特別職（市長、副市長、教育長）については、平成8年の最終改定以来、報酬・給料額が据え置かれていることから、類似団体、県内他都市と比較しても高い水準に位置している。これらについては、別途、本専門部会の発議による提言を行うこととする。

◆類似団体・県内他都市との比較

先に記載したとおり、本市の行政委員会の委員報酬額は、平均で類似団体（34 団体）との比較で 28.4%、県内他都市（11 市）との比較で 19.6%上回っている状況である。

類似団体との比較に当たり、平成 19 年全国物価統計調査（総務省）における全国を 100 とした場合の地域ごとの物価差の指数についても考慮したが、類似団体の平均 98.9 に対し、生駒市は 98.8 であり、ほぼ同水準にある。よって、物価水準による格差の補正等は考慮不要であることから、他都市との格差を踏まえた報酬額の引き下げが求められる状況にあることが伺える。

② 各行政委員会委員の報酬額（案）

【日額による報酬額の設定手順】

i 公平委員会委員の報酬日額を、現行の固定資産評価審査委員会委員と同額の 16,000 円に設定する。

- ・公平委員会の委員報酬は、類似団体及び県内他市において、13 団体がすでに日額制となっているが、そのうち 11 団体が固定資産評価審査委員会と同額又はそれ以下の設定となっている。
- ・なお、実質的な議論はなされていないが、平成 20 年 3 月市議会において、日額 16,000 円とする改正案が提案されている。
- ・前提とした報酬日額 16,000 円（固定資産評価審査委員会の報酬日額）の妥当性が問われるところであるが、現在、本市の附属機関（市の事務について必要な審査、審議又は調査等を行うため、地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、市長その他の執行機関に設置された審議会、審査会等）における非常勤委員の報酬日額は、14,000 円に設定されている。
執行機関として職務を執行する責務を有し、その結果責任を問われる行政委員会の委員報酬について、附属機関の委員報酬と同一の水準とすることは著しく妥当性を欠くと考えられることから、現行の附属機関の報酬額を前提とする以上、行政委員会の報酬基礎額は 16,000 円とするのが相当であると考える。
- ・ただし、固定資産評価審査委員会、附属機関ともに、検討対象とした行政委員会と同様に他都市の水準を大きく上回る金額となっている。本専門部会の審議事項の範疇からは外れるが、行政委員会全般の報酬額をより適正な水準とするためには、これらの報酬額について、改めて見直しを行うことが不可欠であろう。

(単位：円)

機関名	生駒市 日額	類似団体 平均日額	類団比較 超過率	県内市 平均日額	県内比較 超過率
固定資産評価審査委員会	16,000	9,969	37.7%	11,975	25.2%
附属機関	14,000	9,038	35.4%	10,282	26.6%

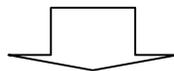
※附属機関の平均日額は、各団体の中心的な報酬額による平均値である。

ii 現在の公平委員会委員の報酬月額を基準とした場合の各委員会間（役職間）の報酬額の格差比率を参考として、各委員会の報酬日額の水準比率を設定する。

- ・現在の各行政委員会間における報酬額の格差は、それぞれが執行する事務の内容・範囲や組織規模、職責、委員長等の役職上の職務等に応じて設定されていると判断し、これを参考とした。
 - ・民間給与や他団体の水準との格差是正とともに、現在の活動状況、委員に求められる地域貢献や社会貢献の視点などを総合的に勘案し、各委員会間の格差水準を圧縮することで、市民生活と市民感覚を反映した理解の得られる水準とすべく、水準比率を設定した。
 - ・水準比率について、基準額（16,000円）との格差を最大1.5倍（24,000円）までとしたのは、日額24,000円を、月20日勤務と仮定して月額に換算すれば、常勤の一般職員（部長職）の給料額に相当する額が支給されることとなり、有資格者など、委員の専門性、知識・経験、職責を遇する上でも、一定の水準に達していると判断したものである。
- また、現在の各委員会の報酬月額格差は、最大で約4倍となっているが、現実の勤務実態を見ると、これを肯定できるほどの差異はないと思われることから、職責、組織規模等を考慮したとしても、この格差水準を積極的に維持することは適切ではないと考えたところである。

（現在の報酬格差比率）

委員会名	職名	報酬月額（円）	公平委員を「1」とした場合の比率
教育委員会	委員長	145,000	3.9
	委員	99,000	2.7
選挙管理委員会	委員長	75,500	2.0
	委員	45,500	1.2
監査委員	識見委員	145,000	3.9
	議会選任委員	61,000	1.6
公平委員会	委員長	49,000	1.3
	委員	37,000	—
農業委員会	会長	71,000	1.9
	副会長	61,000	1.6
	委員	56,000	1.5



（設定した水準比率）

格差比率	調整後の水準比率
1.5倍以下	1.0
1.7倍以下	1.1
2.0倍以下	1.2
2.5倍以下	1.3
3.0倍以下	1.4
4.0倍以下	1.5

iii 基準とする公平委員会委員の報酬日額（16,000 円）に、上記で設定した水準比率を乗じて報酬日額を設定する。（千円未満四捨五入）

【日額による報酬額】

委員会名	職名	現在の格差比率	水準比率	報酬日額（円） 16,000 円×水準比率
教育委員会	委員長	3.9	1.5	24,000
	委員	2.7	1.4	22,000
選挙管理委員会	委員長	2.0	1.2	20,000
	委員	1.2	1.0	16,000
監査委員	識見委員	3.9	1.5	24,000
	議会選任委員	1.6	1.1	18,000
公平委員会	委員長	1.3	1.0	16,000
	委員	—	—	16,000
農業委員会	会長	1.9	1.2	20,000
	副会長	1.6	1.1	18,000
	委員	1.5	1.0	16,000

- 平成 20 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の職種別給与額から算定したいわゆる学識者の給与実態から見ても、その時給額（年間給与額÷年間実労働時間数）は約 3,800 円～約 5,800 円である。

この調査は、統計上の調査母体数が少ないため、参考程度とすべきであるが、今回試算として示した報酬日額は、委員が提供する専門性や知見、職務と責任の重大性等を考慮しても著しく妥当性を欠くものとは言えないと考える。

（単位：千円）

職種	年間給与額（賞与含む）	年間実労働時間数	時間当たり給与額
弁護士	8,012.1	2,088	3.837
公認会計士,税理士	7,910.0	2,172	3.642
大学教授	11,220.5	1,932	5.808

【時間単位による報酬額】

- 会議等への出席以外で、対象となる業務に従事した委員に対する時間単位の報酬額については、上記で設定した報酬日額のうち、基準額である 16,000 円を基礎とし、一律の時間単価を設定することを前提とした。
- 会議等への出席を伴わない勤務の報酬額については、日額部分を補完するためのあくまでも例外的な措置としての位置づけであることを明確化するため、全委員会で統一した単価とする。
- 自宅等における勤務には、勤務形態、勤務時間などで様々な状況が想定されるところであるが、その平均的な勤務時間（拘束時間）を 3 時間として、時間当たり 5,000 円と設定した。

$$16,000 \text{ 円（日額基準額）} \div 3 \text{ 時間} \approx 5,000 \text{ 円}$$

- ・上記で参考とした平成 20 年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）の職種別給与額（時給額）を見ても、最も高額である大学教授で時間当たり約 5,800 円であること、また、委員が果たすべき公共的な役割を踏まえても、一定の理解は得られるものとする。

（算定・支給上の留意点）

- ・1回当たりの勤務時間の長さについては、5分～10分といった極めて短時間のものについても対象とするのかという問題があるが、所定の様式により申告された勤務内容等との関連で合理性がないと判断される場合を除き、対象とすべきであろう。
 - ・勤務中における休憩時間等の取扱については、非常勤特別職の職員としての職務の性質は、常勤職員とは異なるものの、対象業務を執行する上で実質的に拘束されている状況にあると認められる場合は、時間数の算定の際に、これを勤務時間に含める取扱とすべきである。
 - ・時間単位による報酬の支給については、月単位で行うものとし、その月の分を取りまとめて翌月の末日までに支給することが妥当であろう。
- 通算の勤務時間は、その月の全勤務時間数によって計算するものとする。この場合において、その時間数に1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てるものとする。

6 報酬の支給形態及び報酬額の水準の見直しに伴う財政効果

行政委員会の委員報酬について、各委員会の活動状況が現在と同水準であるとした場合における月額制から日額制（一部時間制）に移行することによる報酬支給総額の削減効果は、約 1,400 万円（約 47%減）と見込まれる。

（単

位：円）

委員会名	職名	20年度 決算額 A	日額による 報酬額 B	時間単位に よる報酬額 C	合計 (B+C) D	比較 (D-A)
教育 委員会	委員長	1,740,000	672,000	0	672,000	△ 1,068,000
	委員	2,376,000	1,078,000	0	1,078,000	△ 1,298,000
	小計	4,116,000	1,750,000	0	1,750,000	△ 2,366,000
選挙管理 委員会	委員長	906,000	720,000	0	720,000	△ 186,000
	委員	1,638,000	848,000	0	848,000	△ 790,000
	小計	2,544,000	1,568,000	0	1,568,000	△ 976,000
監査委員	識見	3,480,000	1,296,000	1,080,000	2,376,000	△ 1,104,000
	議選	732,000	432,000	0	432,000	△ 300,000
	小計	4,212,000	1,728,000	1,080,000	2,808,000	△ 1,404,000
公平 委員会	委員長	588,000	144,000	0	144,000	△ 444,000
	委員	888,000	320,000	0	320,000	△ 568,000
	小計	1,476,000	464,000	0	464,000	△ 1,012,000
農業 委員会	会長	833,677	740,000	75,000	815,000	△ 18,677
	副会長	2,148,771	1,530,000	225,000	1,755,000	△ 393,771
	委員	14,841,791	5,376,000	1,500,000	6,876,000	△ 7,965,791
	小計	17,824,239	7,646,000	1,800,000	9,446,000	△ 8,378,239
合計		30,172,239	13,156,000	2,880,000	16,036,000	△ 14,136,239

- ・日額報酬の基礎となる勤務日数については、前述の3カ年の平均数値（選挙管理委員会は4カ年）を、本専門部会が支給対象外とすべきであると判断した業務を除外した上で使用した。
- ・時間単位の報酬額については、前述のとおり、会議以外の委員の活動状況が必ずしも明確に示されていない状況であることから、あくまでも想定となるが、監査委員、農業委員会において業務が発生することを前提とした。
- ・詳細は、別紙8「報酬の支給形態及び報酬額の水準の見直しに伴う財政効果」参照

7 委員報酬の額、支給方法等に関する市民への説明責任

今日、地方自治体の財政状況は極めて厳しく、従来にも増して市民の理解を得た行政運営が求められている。

行政委員会においても、その存在意義、各委員会が担っている具体的な役割も含め、委員への報酬支給の妥当性について市民の理解が得られるよう、各委員会の活動状況の丁寧かつ分かりやすい説明など透明性の高い運営に努められるべきである。

行政委員の報酬に疑問が出される背景には、自治体はその職務についてきちんと説明責任を果たしていない点も指摘される。行政委員会が効果的に機能しているのか、形骸化している面はないか、各委員の日常的な活動が、委員会の会議等での意思決定や立案・実施される政策にどのように反映されているのかなど、市民に対し、委員自身の活動の内容と成果を積極的に情報発信する努力が必要である。

8 行政委員報酬の早期の適正化に向けて

(報酬改定の実施時期)

多くの自治体はその動向を注視しているとおり、滋賀県の行政委員会報酬差止め訴訟は、現在大阪高裁において係争中であり、月額報酬の適法性についての最終的な司法判断はなされていない状況である。

しかし、本専門部会としては、いずれにしても地方自治法の規定は勤務日数による支給が原則であり、上記で検討したとおり、生駒市の行政委員の勤務実態に最も即した支給形態であると考えられることから、可能な限り早期に月額制に移行すべきであると考ええる。(H21.12月議会への条例改正案の提案を前提とすべきである。)

現在既に委員である者については、現在の月額制による報酬支給が就任当初の勤務条件であったのではないかとの指摘も想定されるが、非常勤の委員等は、その知識、経験等を公務で活用すべく任命されるものであり、報酬についても、給与というよりもむしろ謝金に近い性格のものであると思われ、生活給を前提とした雇用関係における勤務条件の不利益変更と同一視することは適当ではないと考える。

報酬改定の適用については、現在の委員の任期等について慎重に判断する必要性も一定程度認められるが、実態に即した報酬額への見直しによる財政運営の健全化を最優先とし、各行政委員への周知と理解を求めた上で、議決後速やかな実施が求められる。

9 おわりに

この提言において、本専門部会としては、原則として月額報酬制から日額報酬制への転換を提案するものであるが、これは、各行政委員会の委員の職務や責任を軽視するものではなく、各委員会が所掌する行政分野の重要性を認識した上で、勤務実態に即し、原点に立ちかえった報酬支給のあり方を提示したものである。

自治体における行政委員会は、「公平・公正・中立性が強く要請される」、「専門技術的又は利害調整的な観点からの配慮が求められる」、「準司法的な性格を有する」といった根拠を有することから、首長から独立した組織として、戦後の制度創設時から今日まで維持されている。

しかしながら、60余年を経て、社会経済情勢が大きく変化している中で、制度創設時と同様の必要性がすべての機関について存続しているのかどうかを検証すべき時期を迎えていると考える。

国の地方分権改革推進委員会が先頃行った第3次勧告においても、教育委員会及び農業委員会の必置規制を見直し、選択制に移行すべきであると言及されているところであり、市民から直接選出された首長が直接権限と責任を持つことができない行政分野が生じている状況は、再検討すべきものであろう。

このような状況を踏まえ、各執行機関が果たすべき役割を勘案しつつ、広域的な連携についても検討課題とすべきである。公平委員会にあっては、他県において、複数市町村による共同設置や事務の人事委員会への委託もなされているところであり、一考に値するものと考ええる。

今回、本専門部会が検討を行った委員報酬のあり方、水準についても、常に客観性や透明性を確保していくとともに、社会経済情勢の変化等に対応し、柔軟な見直しが図れるよう、定期的（2年程度）な見直しをシステム化するなどの取組が必要であると考ええる。

また、地方自治法第203条の2第2項の規定により、日額報酬が原則とされている非常勤の職員は、本専門部会が検証対象とした行政委員会の委員のほかにも存在する。

嘱託の相談員、指導員、医師など、これらの非常勤職員の多くは、条例により月額（一部は年額）で報酬が支給されているところである。

しかしながら、これらの非常勤職員についてもその勤務実態が常勤の職員と異ならないと判断されるなど特別の事情がない限り、「勤務日数に応じて」報酬を支給することとすべきであり、各非常勤職員の勤務内容等を精査した上で、適切な対応を図るべきである。

なお、この提言を実現するためには、条例改正が不可欠となる。その条例改正の過程においては、市民から見て十分に理解・納得できる議論を尽くしてもらいたいと願うものである。

行政委員会の報酬の適正化に向けた不断の取組により、執行機関の運営がさらに活性化され、各行政分野における効果的な政策展開が図られることを期待して、本提言の結びとする。